

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備 等に関する省令案(キャリア形成促進助成金の拡充)について

- 労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成
- キャリア形成促進助成金のコースのうち、若年人材育成コースについて、若者雇用促進法の認定企業が実施する場合の経費助成を拡充

< 事業主向け >

助成内容			助成額※()額は大企業の額
政策課題対応型訓練			
若年人材育成コース	大企業 中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	<通常> 経費助成：1/2(1/3) 賃金助成：1h当たり800円 (400円) → 認定企業の場合 <u>経費助成：2/3 (1/2)</u>